

浦安市墓地公園 通常墓所（3.0㎡区画）及び小型墓所（1.5㎡区画） 使用期間更新に関するご案内について

日頃より、本市の墓地公園の運営にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

浦安市墓地公園墓所は、平成4年7月より供用が開始され、現在使用中の皆様におかれましては、順次当初の使用期間30年の満了を迎えることとなります。

つきましては、使用期間満了時における墓所の更新年数や使用料など使用期間の更新に関する内容及び墓所の返還（使用区画の原状復旧）希望者に対する支援事業の内容、墓所の更新・返還に係る手続の日程について、以下のとおりご案内いたします。

1 墓所の使用期間更新に関する内容（対象者：墓所の更新希望者）

①更新年数

使用期間満了後、10年、30年のいずれかを選んで使用期間を延長することができます。

②更新に係る使用料

墓所区分	更新年数	使用料（更新） ～市内者料金（*）～	使用料（更新） ～市外者料金（*）～
通常墓所 * 3.0㎡区画	30年	180,000円	270,000円
	10年	60,000円	90,000円
小型墓所 * 1.5㎡区画	30年	90,000円	135,000円
	10年	30,000円	45,000円

* **使用期間満了を迎える年度の前年度の1月1日時点**で、墓所使用者が、浦安市に在住の場合は市内者料金を、浦安市外に在住の場合は市外者料金を適用します。

③使用料の支払時期

使用期間満了を迎える年度の前年度の1月中旬に、更新・返還の意向を確認する書類を送付します。その際、使用料納付書（10年更新用（青色）、30年更新用（ピンク色）、計2点）を併せて同封しますので、引き続き墓所を使用される方は、希望する更新年数を決めていただいた上で、納期限（**同年2月中旬**）までに、市指定金融機関にて当該使用料をお支払いください。

※現在使用中の墓所の使用期間については、当初、墓所の使用を許可した際に交付した「浦安市墓地公園墓所の使用許可証（A4サイズの黄色の厚紙）」の表中、“使用許可期間”から確認できます。

※毎年使用者の皆様へ納付いただいております墓所管理料は、例年通り、5月中旬頃に郵送いたします。

④墓所に埋蔵しているご遺骨の一部合祀を希望される方へ

使用中の墓所を引き続き使用する使用者で、納骨室（カロート）の空きの確保を希望する方については、合祀室改葬等許可制度をご利用いただければ、以下の使用料で合葬式墓地（合祀室）への改葬を許可します。詳しい手続き方法等は環境衛生課へお問い合わせください。

施設名	合祀に係る使用料		埋蔵方法
合葬式墓地 （合祀室）	35,000円	（1体につき）	お預かりしたご遺骨は、速やかに合祀室に埋蔵します。

2 墓所を返還する使用者に対する支援事業（対象者：墓所の返還希望者）

○市では、墓所の使用期間満了前、または使用期間の満了を機に、使用区画の返還を希望される方を対象に、墓所返還の負担軽減を図る以下の2制度をご利用いただけます。

①合祀室改葬等許可制度

制度の内容	(1)	使用中の墓所を返還する際、墓所に埋蔵しているご遺骨を 無償で合葬式墓地の合祀室（共同埋蔵で市の永代管理）へ改葬 することができます。
	(2)	墓所の返還に伴い、 墓所の現使用者とその配偶者に限り 、合葬式墓地（合祀室）の生前予約ができます。 希望者については、生前予約1人につき、合葬式墓地（合祀室）使用料：35,000円をご負担いただきます。

②墓石撤去費等助成制度

制度の内容	返還する墓所の墓石撤去費等、返還区画の原状復旧に要した費用について、 返還後に市から補助金（上限150,000円）を交付 します。 ※補助金を受けるためには、墓石撤去前に別途申請が必要です。
-------	---

○返還の場合、現在の使用期間内に墓石撤去等の原状回復を行う必要があります。返還をご希望される方は、『3.更新・返還に係る本手続きの日程について』で記載している、**1月中旬の意向確認書等の書類到達を待たずに、返還希望の旨を環境衛生課へご連絡**ください。合祀室改葬等許可制度や墓石撤去費等助成制度等の返還支援制度の案内文書や申請書を郵送させていただきます。

3 更新・返還に係る本手続の日程について

① 墓所の更新・返還の意向を確認する書類（以下、本手続書類）の送付時期

使用期間満了を迎える年度の前年度の1月中旬に、該当する墓所使用者を対象に、本手続書類を送付いたします。

② 本手続の流れについて

(1) 市から本手続書類を墓所使用者に送付

- 送付対象者 : 墓所の使用期間満了を迎える方
- 送付の時期 : **使用期間満了を迎える年度の前年度の1月中旬**
- 主な送付書類 : ①更新・返還の意向確認書
②使用期間更新承認申請書
③使用料納付書（10年更新用、30年更新用で納付書2枚を送付）

(2) 必要書類を市に返送

- 返送の期限 : **使用期間満了を迎える年度の前年度の2月中旬締切**
- 主な返送書類 : ①更新・返還の意向確認書
②使用期間更新承認申請書 ※使用期間更新の場合提出
※印字されている住所や本籍地等に変更がある場合は、転居先の住民票や転籍先の戸籍謄本を添付いただきます。
③更新料の納入を証する領収書（写） ※使用期間更新の場合提出
※10年更新、30年更新いずれかの納付書でお支払いいただきます。
④墓所の使用許可証 ※使用期間更新の場合提出
※紛失している場合は、本人確認ができる身分証の写し

(3) 市から本手続の決定通知文書等を墓所使用者に送付

- 送付の時期 : **使用期間満了を迎える年度の前年度の3月中旬**
- 主な送付書類 : ①使用期間更新承認・不承認決定通知書 ※使用期間更新者に送付
②墓所使用期間更新後の使用許可証 ※使用期間更新者に送付
③更新しない旨の受付書 ※更新せず、返還する者に送付
④墓所返還者等支援事業申請書類 ※更新せず、返還する者に送付
⑤墓所返還者等支援事業案内文
※合祀室改葬等許可制度、墓碑撤去費等助成制度の申請方法などを記載

* 問い合わせ先 *

担 当 課	千葉県浦安市 環境衛生課 墓地公園係
住 所	〒279-8501 浦安市猫実1-1-1 浦安市役所 環境衛生課 墓地公園係
電 話 番 号	047-712-6526 (ダイヤルイン) 047-351-1111 (内線 17307~17308)
メールアドレス	eisei@city.urayasu.lg.jp